3　第八条の規定は、施行日から二年を超えない範囲内において政令で定める日の属する機構の事業年度から適用する。この場合において、当該事業年度における同条の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「前事業年度及び附則第二条第三項に規定する政令で定める日の属する事業年度中の内閣府令・財務省令で定める日までの間」とする。

4　金融機関は、施行日前においても、第二条第四項第二号の規定の例により、同号の認可の申請その他この法律の規定に基づく業務を行うために必要な行為をすることができる。

5　行政庁は、前項の規定により第二条第四項第二号の認可の申請があった場合には、同号の規定の例により、施行日前においても、その認可をすることができる。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

6　機構は、前条第二号に規定する政令で定める日前においても、休眠預金等管理業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

（民間公益活動促進業務に係る人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費に係る特例）

第三条　第二十条第一項の規定による指定がされた日から同日以後五年を経過する日の属する指定活用団体の事業年度の末日までの間は、第二十七条第一項中「経費（人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費を除く。）」とあるのは、「経費」とする。

（地方自治法の一部改正）

第四条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務

（地方税法の一部改正）

第五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第十四号イ中「並びに農水産業協同組合貯金保険法」を「、農水産業協同組合貯金保険法」に、「を含み」を「並びに民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第七条第二項に規定する休眠預金等代替金の支払（同法第四十五条第一項の規定により同法第四条第二項第一号若しくは第二号に掲げる利子、同項第五号に掲げる収益の分配又は同項第六号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）を含み」に改め、同号ヘ中「並びに農水産業協同組合貯金保険法」を「、農水産業協同組合貯金保険法」に、「を含む」を「並びに民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第七条第二項に規定する休眠預金等代替金の支払（同法第四十五条第一項の規定により同法第四条第二項第三号又は第四号に掲げる給付補塡金の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）を含む」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第六条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三十六号の次に次の一号を加える。

三十六の二　休眠預金等（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第二条第六項に規定するものをいう。）に係る資金の活用に関すること（金融庁の所掌に属するものを除く。）。

第三十七条第三項の表子ども・子育て会議の項の次に次のように加える。

休眠預金等活用審議会	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律

（郵政民営化法の一部改正）

第七条　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百十条第一項第五号中「業務（」の下に「預金保険機構の委託を受けて行う民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第十条第一項に規定する支払等業務その他」を加える。

（政令への委任）

第八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第九条　この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成

政　令

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七十三号

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「定める額」の下に「（同表の一の項の中欄に掲げる区分に該当する場合において、部隊派遣自衛隊員が法第三条第五号ラに掲げる業務を行ったときには、同項の下欄に定める額に八千円を加算した額）」を加える。

別表の二の項㈢中「第三条第五号ワ、ヨからレまで及びツ」を「第三条第五号ワ、ヨからレまで、ツ及びラ」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
外務大臣　岸田　文雄
防衛大臣　稲田　朋美